

「京都府子育て環境日本一推進条例（仮称）」骨子案

前文

我が国には、地域の子育て世代同士が集まって悩みを話し合ったり、隣の人に子どもの面倒を見てもらったりするなど、社会全体で子どもを見守り、支え、ともに育てる文化が存在している。

しかし、近年、核家族化や地域の絆^{きずな}の希薄化等により、子どもや子育て世代の孤立化等が進んでいるほか、我が国の構造的課題である人口減少・少子化は深刻さを増している。

こうした状況において、家庭での養育を基本としつつ、社会全体で子どもを育て、子育てに伴う喜びや負担、苦労を分かち合うという、京都府の子どもを育む文化を創造することにより、子どもや子育て世代をはじめ、全ての人にとって暮らしやすい社会である「子育て環境日本一・京都」を実現していかなければならない。

このような認識の下に、「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた取組に関する基本理念を定め、社会を構成する各主体の責務及び役割を明らかにするとともに、それらの主体の一体となった取組により、「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた取組を推進するため、この条例を制定する。

1 基本理念

「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた取組は、こども基本法第3条に掲げる基本理念を尊重しつつ、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- ・ 子どもが心身ともに健やかに育つとともに、子どもや子育て世代が孤立しないよう、社会全体で、子どもや子育て世代を温かく見守り支えるとともに、各主体において、社会を構成する一員として、自主的かつ自立的な取組が行われること。
- ・ 結婚及び子どもを持つことに対する一人ひとりの府民の意思が尊重され、多様な選択肢の中から、その希望が成就されるよう、地域の特性を踏まえつつ、出会い、結婚、妊娠・出産、子育て、保育・教育、就労に至るまで切れ目なく支援が行われること。
- ・ 国、府、市町村、府民、事業者及び子育て支援団体等の社会のあらゆる各主体が、適切な役割分担及び効果的な連携の下に、保健、医療、福祉、雇用、住宅、教育等に関する施策が総合的に行われること。

2 責務・役割

(1) 府

- ・ 府は、基本理念にのっとり、「子育て環境日本一・京都」の実現に向けて、総合的かつ積極的に施策を実施するものとする。
- ・ 府は、施策の実施に当たっては、府民、学校等、子育て支援団体等及び事業者並びに市町村その他関係機関等と連携し、及び協働して取り組むものとする。
- ・ 府は、地域の特性に応じた「子育て環境日本一・京都」の取組が進むよう、市町村に対

し必要な情報の提供その他の支援に取り組むものとする。

(2) 保護者

- ・ 父母その他の保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識し、子どもを心身ともに健やかに育てるものとする。

(3) 府民

- ・ 府民は、基本理念にのっとり、子育ての主体の一つとして、家庭を築き、子どもを生み、育てることに対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、子どもの健やかな育成のための取組と、出会い、結婚から就労にいたるまでの各段階において支援する取組を、積極的に行うよう努めるものとする。
- ・ 府民は、府が実施する「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた取組に協力するよう努めるものとする。

(4) 学校等

- ・ 学校等は、基本理念にのっとり、子育ての主体の一つとして、子どもが集団での様々な活動を通じて、豊かな人間性とたくましく生きる力を備え成長することができるよう、「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた取組に努めるものとする。
- ・ 学校等は、家庭の果たす役割及び重要性並びに医学的知見に基づく妊娠、出産に関する知識を普及するとともに、人生設計を考える機会、子どもの時期から乳幼児と触れ合う体験等を通して、子育て等に対する理解を深める機会を持たせるよう努めるものとする。
- ・ 学校等は、府が実施する「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた取組に協力するよう努めるものとする。

(5) 事業者

- ・ 事業者は、基本理念にのっとり、子育ての主体の一つとして、「子育て環境日本一・京都」の取組に対する関心と理解を深めるとともに、雇用する従業員の希望に応じた多様な働き方が実現するよう、仕事と生活の両立に向け必要となる雇用環境の整備に努めるものとする。
- ・ 事業者は、地域社会の一員として、子どもと子育て世代を支援する取組を積極的に行うよう努めるものとする。
- ・ 事業者は、府が実施する「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた取組に協力するよう努めるものとする。
- ・ 事業者は、その事業活動において、子育て世代の不安や負担を軽減するためのサービスの提供又は創出を行うよう努めるものとする。
- ・ 事業者は、子ども・子育て世代の外出、移動及び施設等の利用を円滑にするために必要な事業活動上の措置を講じるよう努めるものとする。

(6) 子育て支援団体等

- ・ 子育て支援団体等は、基本理念にのっとり、子育ての主体の一つとして、その活動を通じて、子育て支援及び結婚支援等に関する府民及び事業者の関心と理解を深めるものとする。
- ・ 子育て支援団体等は、府が実施する「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた取組に協力するものとする。

3 推進体制の整備

- ・ 府は、府民、事業者、市町村及び子育て支援団体等と連携し、及び協働して「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた取組を推進するための体制を整備するものとする。

4 不動産取得税の不均一課税（軽減）

- ・ 特例多子世帯の世帯主等が特例適用住宅等を取得した場合における不動産取得税の税率を2分の1に軽減する。

5 「子育て環境推進計画（仮称）」制度の創設

- ・ 府は、市町村が子育てにやさしいまちづくりに取り組むための計画（「子育て環境推進計画（仮称）」）を策定した場合に、これを認定することができる。
- ・ 府は、「子育て環境推進計画（仮称）」を認定した場合に、同計画に基づく子育てにやさしいまちづくりの実施について必要な支援を実施する。

6 きょうと育児の日

- ・ 府民が子育ての意義並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び重要性について認識を深め、家族との触れ合いを推進するため、きょうと育児の日を設ける。

7 その他

- ・ 所要の審議会を設置する。
- ・ 府は、調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。
- ・ 府は、施策を推進するため、必要な財政措置を講じるものとする。
- ・ 京都府子育て支援条例及び京都府少子化対策条例は、廃止する。
- ・ 京都府少子化対策基本計画は、廃止する。